

延岡市第三セクター等経営状況および点検評価結果報告書

1 作成基準日	令和5年6月1日	作成担当課室	歴史・文化都市推進課	電話番号	0982-20-3335					
2 名称等	名称	公益財団法人 のべおか文化事業団		代表者	理事長 稲田 和利					
	所在地	延岡市東浜砂町611番地2		電話番号	0982-22-1855					
	設立年月日	昭和60年11月13日		法人番号	7350005005011					
3 資本金	30,000	千円(市出資額: 18,510 千円)		(出資割合: 61.7 %)						
4 設立目的	国の田園都市構想に基づく中核施設として宮崎県北部広域市町村圏域(昭和60年当時:2市8町5村)の文化振興を図るために、延岡市制50周年記念事業の一環として建設された延岡総合文化センターの管理運営を担う組織として設立する。									
5 事業(業務)内容	(1)健康で豊かな地域づくりに寄与するための文化振興事業 (2)田園都市中核施設延岡総合文化センター及び野口遵記念館の管理運営 (3)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業									
6 役員数および給与の状況	【役員】	総数	うち市職員・退職者数	役員報酬総額 (千円)・R4年度	【正職員等】	総数	うち市職員・退職者数	平均年齢	給与・賞与総額 (千円)・R4年度	
	役員	9	5	1,168	正職員	8	0	31	48,957	
7 財務状況	貸借対照表	項目	金額(千円)			損益計算書・正味財産増減計算書	項目	金額(千円)		
			R2年度	R3年度	R4年度			R2年度	R3年度	R4年度
		資産合計	88,553	87,993	101,109		経常収益	79,918	107,266	165,462
		負債合計	50,157	52,780	48,921		うち市からの補助金・委託料	71,474	78,028	120,090
		純資産合計	38,396	35,213	52,188		経常費用	88,988	110,449	148,487
		利益剰余金	8,396	5,213	22,188		経常利益(損失)	△ 9,070	△ 3,183	16,975
							当期利益(損失)	△ 9,070	△ 3,183	16,975
							当期利益(減価償却前)	△ 9,070	△ 3,183	16,975
8 第三セクター等経営状況チェック表による予備的診断評価	A	A	経営努力を行いつつ事業は継続							
B		事業内容の大幅な見直し等による抜本的な経営改善が必要								
C		深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃を含めた検討が必要								
9 第三セクターへの関与の状況	(1)財政的関与									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		R2年度	R3年度	R4年度						
	①	運営補助金	0	0	0					
	②	①以外の補助金	220	1,223	0					
	③	指定管理料	71,474	78,028	116,578	延岡総合文化センター及び野口遵記念館の管理運営費				
	④	事業委託料	0	0	3,512	野口遵記念館開館記念イベント事業委託業務				
	⑤	税の減免額	0	0	0					
	⑥	短期貸付金残高	0	0	0					
⑦	長期貸付金残高	0	0	0						
⑧	その他	0	0	0						
(2)人的支援										
<人的支援の内容>										
なし										
10 施設利用者等の推移	施設名	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
	延岡総合文化センター	139,274人	153,272人	140,782人	35,111人	65,288人	101,029人			
	野口遵記念館	26,050人	33,879人	4,723人	0人	0人	15,645人			
11 大規模修繕等の計画	<令和5年度>(予定)									
	①延岡総合文化センター	舞台照明ワイヤレス装置更新	3,300千円							
	②延岡総合文化センター	音響設備更新	28,918千円							
	③延岡総合文化センター	冷凍機(2機)設備更新	20,493千円							
	④延岡総合文化センター	事務室・応接室空調機新設	3,669千円							
	⑤延岡総合文化センター	高圧ケーブル更新	550千円							
12 今後の取組み等に関する特記事項(所管課)	建設後30数年が経過した延岡総合文化センターは、延岡総合文化センター基金を財源として、「安全性・緊急性」の判断基準をもとに優先度の高いものから補修を実施してきているが、今後、「公共施設維持管理方針」および「公共施設維持管理計画」を踏まえながら、計画的な施設補修の検討が必要である。									